

集会宣言

8月18日、厚木基地に米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ4機が飛来した。7月15、18日につづく、相次ぐ飛来である。しかも今回の飛来は、19日から22日に、東富士、北富士で訓練を行うための補給と言いながら、富士には訓練に通う形となっている。つまり、厚木基地は、補給基地ではなく、訓練の拠点として位置づけられていることが明確になったのである。

厚木基地は、オスプレイ環境レビューには、訓練拠点として名前すら上がっていないかった。今回の飛来・訓練は、自治体、住民へのだまし討ちに他ならない。

オスプレイにはオートローテンション機能がないため墜落の危険性が極めて高く、フライトプランも飛行ルートも事前に開示されない、日米合意違反の飛行がくり返されている疑いがあるなどの問題点は尽きない。そのため 綾瀬市、大和市をはじめ、厚木基地の周辺自治体は、住民の不安が払拭されていないとし、飛来の中止を強く求めた。私たちも飛来の度に、滑走路直下で、基地正門で抗議、さらに南関東防衛局に足を運び、飛来の中止を求めている。

8月13日、南関東防衛局は関係11自治体に形ばかりの説明会を行ったが、これによって、かえって、疑惑が深まったと言わざるを得ない。既成事実を積み重ねることで、自治体や住民を黙らせる、諦めさせるというのが米軍と国一防衛局の魂胆だ。

米軍は、周辺自治体・住民との友好関係を大事にするというが、それがうわべだけであることがあらためて明らかになった。米軍、日本政府が、自治体の懸念、私たちの疑問の声に耳を貸さず、問答無用とばかりに飛来をくり返すのであれば、私たちも黙らず、諦めず、飛来の既成事実化に抗し、引き続き抗議の申し入れ、行動を続けていく。また、関係自治体への働きかけも強めていこう。

* * *

遡って5月21日、第四次厚木爆音訴訟の第一審判決が下された。

判決では、厚木基地でくり返される空母艦載機などの爆音が、あらためて違法であるとの判断が示された。損害賠償額も大幅に増額、深刻な爆音被害の実態が断罪されたのである。

さらに同時提訴の行政訴訟では、自衛隊機の夜間飛行差し止めを認める判断を勝ち取った。基地騒音が引き起こす睡眠妨害が健康被害につながると明確に認定したのである。

米軍機の飛行差し止めは認められなかったが、自衛隊機以上の爆音を振りまく米軍機の飛行がよいとされたわけではない。健康被害を引き起こしているのは、米軍機の方である。空母の帰港以降のすさまじい爆音が振りまかれているが、これが続いているわけがない。周辺住民の米軍への怒りは頂点に達しているのだ。

爆音訴訟の舞台は東京高裁に移る。集団的自衛権の行使容認の閣議決定、日米軍事一体化の進行など、司法の判断にも影響を与えるかねない軍国化の動きが急である。だから、全く予断を許さない。一審判決の「一步前進」から、さらに米軍機の飛行差し止めに向かうためには、今まで以上に強力な裁判闘争と大衆行動が必要だ。全国の基地爆音訴訟を闘う仲間とも連携し、控訴審の勝利をめざし、再スタートを切ろう。

2014年8月23日

ノー！オスプレイ 第四次厚木爆音訴訟控訴審に勝利し、
米軍機の飛行差し止めを8／23神奈川集会 参加者一同